

所沢市通訳・翻訳ボランティア活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の多文化共生に向けたまちづくりを推進するため、通訳・翻訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 市の求めに応じて行う公共施設等における通訳
- (2) 市が作成する文書等の翻訳
- (3) その他市長が必要と認めたこと。

(登録要件)

第3条 ボランティアは、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、市に登録したものとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する18歳以上の者であること。
- (2) 前条の活動内容において、日本語及び外国語の通訳又は翻訳ができること。
- (3) この活動の趣旨を理解していること。

(登録)

第4条 ボランティアの登録を受けようとする者は、所沢市通訳・翻訳ボランティア登録申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ボランティアの登録を行うものとする。

3 ボランティアの登録の有効期間は、前項の登録の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(ボランティア登録者の責務)

第5条 ボランティアの登録を受けた者(以下「ボランティア登録者」という。)

は、活動を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 職員との密接な協議の下に公平かつ平等な利用者サービスに努めること。
- (3) 活動上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。ボランティアを退いた後も同様とすること。
- (4) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利に関する活動を行わないこと。

(登録内容の変更及び取消し)

第6条 ボランティア登録者は、登録内容に変更があったときは、速やかに所沢市通訳・翻訳ボランティア登録変更届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、ボランティア登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ボランティアの登録を取り消すものとする。

- (1) ボランティア登録者から登録の辞退の申出があったとき。
- (2) 身体的事情等により業務の遂行が困難となったとき。
- (3) 前条に規定する責務を果たさなかったと市長が認めるとき。
- (4) 制度改正、事業縮小等により、ボランティアの廃止又は過員が生じたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(ボランティア登録者への依頼)

第7条 ボランティアの利用を希望する所属(以下「事業課等」という。)の長(所沢市職員服務規程(昭和38年告示第139号)第1条の2に規定する所属長をいう。以下「事業課長」という。)は、所沢市通訳・翻訳ボランティア利用申込書(様式第3号)を経営企画部企画総務課長(以下「企画総務課長」という。)に提出するものとする。

2 企画総務課長は、前項に規定する申込みがあったときは、ボランティア登録者を選定し、当該ボランティア登録者に対し、所沢市通訳・翻訳ボランティア活

動依頼書（様式第4号）により、協力を依頼するものとする。

3 企画総務課長は、ボランティア登録者が前項に規定する依頼を受託したときは、事業課長に対し、当該ボランティア登録者の氏名及び連絡先を通知するものとする。

（活動の管理）

第8条 ボランティア登録者の活動は、事業課長の管理の下、行うものとする。この場合において、第2条第1項に規定する通訳を行うときは、事業課等の職員が帯同するものとする。

（活動の報告）

第9条 事業課長は、ボランティア登録者の活動終了後、速やかに所沢市通訳・翻訳ボランティア活動報告書(様式第5号)を企画総務課長に提出するものとする。

（報償）

第10条 市長は、ボランティア登録者の活動に対し予算の範囲内で報償を支給するものとする。

2 前項に定めるもののほか、ボランティア登録者の活動に対する交通費等は、支給しない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。